

2那監第 672号
令和2年8月11日

那珂川市長 武末茂喜様
那珂川市議会議長 高原隆則様

那珂川市監査委員 村山 洋一
那珂川市監査委員 上野 彰

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を那珂川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり報告します。

記

第1 監査の概要

1 監査の種類

財務監査（定期監査）

2 監査の対象

健康福祉部

福祉課 高齢者支援課 健康課 子育て支援課 子ども応援課

3 監査の範囲

平成31年4月1日から令和2年3月31日までに執行された財務に関する事務の執行及び一般事務

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的行われているかを主眼とした。

5 監査の実施日

令和2年7月8日(水) 福祉課 高齢者支援課 健康課

令和2年7月9日(木) 子育て支援課 こども応援課

6 監査の実施内容

事前に関係書類等の提出を求め、提出された関係書類等に基づいて検査照合するとともに、関係職員からの説明を聴取した。

7 提出資料

(1) 共通事項

- ・事務分担表
- ・備品発注何及び備品登録報告書
- ・旅行命令書及び旅行命令簿

(2) 個別事項

・福祉課

地域福祉会館外装等改修工事設計監理業務委託

生活保護法第63条及び第78条による費用返還命令書

福祉タクシー助成金

・高齢者支援課

いきいきリフレッシュ教室業務委託

配食サービス業務委託

敬老の日助成金

・健康課

特定保健指導業務委託

ステップ運動教室実施業務委託

レシピ分析業務委託

・子育て支援課

一時預かり事業補助金

延長保育事業補助金

中央保育所建替工事実施設計業務委託

・こども応援課

ファミリー・サポート・センターなかがわ運営業務委託

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり一部、改善及び検討を要する事項が見受けられたので、それぞれ適切な措置を講じられたい。

1 福祉課

(1) 地域福祉会館外装等改修工事設計監理業務委託について

業務委託契約の履行期間「令和元年8月26日から令和元年12月31日まで」が契約変更によって、「令和元年8月26日から令和2年3月31日まで」に変更されたが、消費税相当額は8%のままとなっている。

令和元年10月1日から消費税率等が10%に引き上げられており、消費税の適正な転嫁を行うべきである。

2 高齢者支援課

(1) いきいきリフレッシュ教室業務委託について

いきいきリフレッシュ教室の参加費については、実施要領第8条に参加費を徴収することができる規定があり、市が作成した運営方針において年間1,200円と規定されている。また、参加費は会場費、運営費、材料費等に充てるとされている。

参加費の徴収は受託者である社会福祉協議会が行い、社会福祉協議会の一般会計に参加費として歳入処理されているが、実施主体は那珂川市であり、参加費の取り扱いについては、協議書等で整理する必要がある。

(2) 配食サービス業務委託について

契約変更において、設計変更理由書には消費税率10%への見直しとあるが、内訳書には1食単価の変更もあり、理由書に記載すべきである。

単価の変更理由としては、調理委託単価が抑えられたと記載され、10月から3月までは当初単価166.6667円に対し変更後は163.63637円となっている。

また、変更契約書では、1食あたりの消費税相当額が4月から9月までは、13.3333円、10月からは16.36363円となっているが、1食単価及び消費税相当額は整数で計算すべきである。